

役員報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本将棋連盟の役員の報酬について定めることを目的とする。

（報酬の種類）

第 2 条 役員の報酬は、常勤役員については、本給、期末手当、通勤手当及び退職慰労金、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

（報酬額）

第 3 条 1 役員の本給月額及び非常勤理事報酬は、別表のとおりとする。
2 役員報酬の総額は、各事業年度につき 8,000 万円を上限とする。

（期末手当）

第 4 条 1 期末手当は、6 月 1 日（以下「夏季」という。）及び 12 月 1 日（以下「冬季」という。また、両日を以下「基準日」という。）に、それぞれ在職する役員に全額支給する。当該基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。
2 期末手当の金額はそれぞれの基準日の本給月額に支給係数を乗じた金額とし、支給係数は別表職員給与規定第 26 条の賞与の項に準じた係数とし、理事については理事会にて決定した金額を支給し、監事については、総会で決定した金額を支給する。
3 非常勤役員には、期末手当は支給しない。

（通勤手当）

第 5 条 1 通勤手当は、職員給与規定第 19 条の通勤手当細則の項に準じて、該当する役員に支給する。
2 非常勤役員には支給しない。

（退職慰労金の金額）

第 6 条 役員退職慰労金については別に定める。

(報酬の支払日及び支払方法)

- 第7条 1 本給は、毎月、総会で選任された日から翌月のその前日までの1ヶ月分を当月20日に支給する。20日が土、日、祭日のときは、その前日に支給する。
- 2 夏季及び冬季手当の支払日は職員の支払日に準じてそれぞれ6月と12月に支給する。
- 3 役員報酬は、法令の定めるところにより、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その金額を控除した残金を現金で支給する。
- 4 支給は本人希望の金融機関より銀行振込みにて支給日に支給する。

(規程の変更)

- 第8条 この規程の変更は、理事会において出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第3条ないし第4条の変更については、定款第25条の定めによる。

改定 令和8年6月5日

公益社団法人日本将棋連盟 役員報酬規程 別表

常勤理事報酬の本給月額

会 長	510,000 円
専 務 理 事	472,000 円
常 務 理 事	442,000 円

非常勤理事報酬

理事会出席の都度	50,000 円
----------	----------

※報償費として支払い

監事報酬の本給月額

監 事	80,000 円
-----	----------